

都区財政調整制度に関する意見書

都区財政調整制度については、東京都と特別区長会との協議が行われているところで、来年度に向けてはこの12月から協議が始まると聞いています。

都区財政調整の原資となっている調整3税は、特別区の区民の財産でもあり、その配分のあり方については区民が納得のいくものでなくてはなりません。したがって、公平性・透明性の観点から、可能な限り普通交付金による対応を図るために特別交付金の割合を見直すことが必要であります。同時に特別交付金の透明性についても都側の説明責任が果たされることが重要で、区長会等から要望が出されてきたところです。

以上のことから、東京都におかれましては、下記の事項を十分に踏まえて都区協議に臨まれるよう強く要請します。

記

1. 都区の配分割合については、区の実態を踏まえ、区側の配分割合を増やすよう見直すこと。大規模な税制改正や都区の役割分担の変更が行われる場合には、その影響を見極めたうえで、特別区に必要な需要額が担保されるよう配分割合の見直しを行うこと。
2. 特別区相互間の財政調整については、特別区の実態を踏まえた適切な算定となるよう、区側の主体的な調整内容を尊重して整理すること。
3. 特別交付金の取扱については、透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図るため、特別交付金の割合については元の2%を基本に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成23年12月9日

新宿区議会議長名

東京都知事 宛